

佐世保市債権管理推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐世保市は、庁内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことにより、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、もって市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、佐世保市債権管理推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権管理の総括に関すること。
- (2) 債権管理の組織及び体制の整備に関すること。
- (3) 債権管理に係る重要な方針の決定に関すること。
- (4) 債権の処理に係る審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の債権管理に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長(財務担当)を、委員には総務部長、財務部長、都市整備部長、保健福祉部長、子ども未来部長、行政経営改革部長、及び教育委員会教育総務部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財務部長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事のうち議決を要するものについては、出席した委員の過半数の賛成で決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を調査し、及び研究するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は財務部収納推進課長の職にある者を、部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会で調査し、及び検討する事項に関連する主管の職員を臨時の部会員として指名し、加えることができる。

5 前条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(作業部会の設置)

第7条 検討部会の部会長は、第2条各号に掲げる事項に係る資料の収集、作成等を行うため、検討部会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、検討部会の部会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、財務部収納推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月8日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務部総務課長
財務部財政課長
財務部収納推進課長
行政マネジメント課長
都市整備部都市政策課長
保健福祉部保健福祉政策課長
子ども未来部子ども政策課長
教育委員会教育総務部総務課長